

発表事項

1 令和元年台風第19号に伴う被災医療機関等の概算請求状況

2 コンピュータチェックに関する公開

3 令和元年9月審査分の審査状況

4 令和元年11月審査分の特別審査委員会取扱状況

5 令和元年度第7期（10月）分の後期高齢者支援金等収納状況

6 その他

コンピュータチェック公開事例の更新

平成30年度診療報酬改定に伴う追加事例等を反映するため、
支払基金ホームページのコンピュータチェック公開事例を更新する。

公開事例の更新の概要

目的

- 審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関等からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関等あるいは保険者における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、コンピュータチェックを公開する。

更新内容

- 本部点検条件（医科・歯科）
 - ー 平成30年度診療報酬改定等に伴い、新規に実施している事例等を更新
- チェックマスタ（医薬品）
 - ー 薬価基準に新規収載された医薬品であって、添付文書上、投与日数が定められた医薬品及び添付文書上、最大投与量が定められた医薬品（適宜増減除く。）の事例等を更新
- その他
 - ー 前回の更新時（平成31年1月29日更新）に、次回廃止とした事例の削除

更新日（予定）

- 令和元年11月25日（月）

公開事例数

更新による増減数（類型数・事例数）

<凡例> 類型数：同一内容でチェックするコンピュータチェックを集約した数（ルール数）

事例数：診療行為、医薬品及び特定保険医療材料とチェックの組合せ数

区分	H30.3.20(初回公開)		H31.1.29(前回更新)		今回更新	
	類型数	事例数	類型数	事例数	類型数	事例数
医科	749	78,753	749	82,092 (+3,339)	835 (+86)	79,268 (▲2,824)
歯科	100	3,514	100	3,632 (+118)	129 (+29)	3,297 (▲335)
調剤	14	1,157	14	1,220 (+63)	12 (▲2)	1,113 (▲107)
最大投与量	1	2,745	1	2,819 (+74)	1	2,632 (▲187)
投与日数	1	50	1	51 (+1)	1	52 (+1)
合計	865	86,219	865	89,814 (+3,595)	978 (+113)	86,362 (▲3,452)
概要	関係者から理解が得られやすい 算定ルールを主に公開		既公開事例について、H30年度診療 報酬改定によるメンテナンスを実施 (マスターが廃止された事例について、変更区分に廃止 を設定)		H30年度診療報酬改定等による新規 事例の追加及び前回更新時に廃止した 事例の削除	

※ カッコ内は、前回からの増減数

【参考】コンピュータチェックに関する公開基準

○ コンピュータチェック公開に関する基本的考え方

支払基金では、審査業務の効率化と質の向上を図るために、診療報酬点数表等に定められた算定ルール等をコンピュータに反映し、保険医療機関（医科・歯科）及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）から請求されたレセプトの診療内容に疑義が生じた項目等についてチェック（コンピュータチェック）を実施している。今般、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関等からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関等あるいは保険者における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、コンピュータチェックを公開する。ただし、コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではない。

1 公開の内容（公開事例）

コンピュータチェックを公開する。ただし、次の(1)から(5)までの条件に該当する事例については、保険医療機関等の請求に問題が生じないように慎重に検討する。

(1) レセプトの摘要欄の記載事項について確認を要するもの

例:診療行為又は調剤行為の必要理由の摘要欄への記載等、コンピュータでチェックできない摘要欄記載事項の確認等

(2) コンピュータチェック後、更に診療行為等から医学（薬学）的に判断を要するもの

例:診療行為の算定可否に係る前提条件（「同時」、「一連」、「短期間」等）の判断等

(3) 診療行為又は医薬品の適応に関するもの

例:医薬品の効能・効果に対する適応傷病名の判断等

(4) 医薬品の用法・用量に関するもの

例:症状等により用法・用量（「適宜増減」、「投与期間」等）の医学（薬学）的な判断等

(5) その他

例:医薬品に関する禁忌使用、上記(1)から(4)までの組合せ等

2 公開の方法

事前に関係団体へ説明を行い、了解を得た上で、順次支払基金ホームページにて公開する。

3 公開後の検証

公開後は、請求状況や審査結果の影響等について検証する。

4 公開事例の更新

次の(1)から(5)までにより、診療報酬等の取扱いが変更となった場合は、適宜公開事例の変更等を行う。

(1) 診療報酬改定

(2) 診療報酬算定告示、留意事項通知等の取扱いに係る厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（疑義解釈）

(3) 審査情報提供事例又は支払基金が公表している「審査の一般的な取扱い」の見直し等

(4) 医学（薬学）的見解の見直し等

(5) 公開後の検証結果、各関係団体からの意見等による見直し等